



令和2年度国民年金保険料について

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。

令和2年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において、17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和2年度の保険料改定率「0.973」を乗じることにより、16,540円となりました。(10円未満切り捨て)

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付や、便利でお得な口座振替もあります。

【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問による納付のご案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促が行われ、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、お早めの納付をお願いします。

納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。

基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。

加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれの加入手続きが異なります。

第1号被保険者

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、アルバイト、無職の方などです。加入手続きは、住所地の市区町村の国民年金担当窓口で行います。

第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。加入手続きは、勤務先で行います。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いいたします。



年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570 05 4890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。



お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話34 2121内線413

日本年金機構 旭川年金事務所

電話0166 72 5002